

# 景行巡幸伝承にみる 『豊後国風土記』撰者の試み

竹本 晃

はじめに

『日本書紀』景行天皇十二年条（以下、便宜に応じて景行紀と略す）によれば、景行天皇は、熊襲征伐を目的に、九州各地を巡幸する。『日本書紀』の記載のなかで、この九州巡幸の位置づけはけっして低くはない。なぜなら、全国支配の一環として行われているからである。これから検討する豊後国についても、その一部を担う重要な役割を負っていると考えてよい。

発端は、「熊襲反きて朝貢せず」であった<sup>(1)</sup>。それに伴い、景行は筑紫方面に赴くことになる<sup>(2)</sup>。そして、周防の姿麿に到り、南を望んだ時に、かまどの煙がたくさん上がっているのを見つけ、巡幸の経路が決定する<sup>(3)</sup>。豊前から豊後を経由するルートである。

その時の記載が、『豊後国風土記』（天平五年頃成立<sup>(4)</sup>）と類似していることは、つとに指摘されている。さらに、景行紀にはない記載が『豊後国風土記』にあり、そのことも含めて、依拠の前後関係が問題にもされている。現在の通説は、『豊後国風土記』が景行紀を

基に作成されたと考えられており、本稿も同じ立場をとる。

しかしながら、その立場をもってしても、『豊後国風土記』大野郡条のちぐはぐな記載のあり方については、解決をみない。すなわち、景行紀と類似する記載内容でありながら、問題を残す地理的な位置関係をいかに整合的に解釈するかという点である。

現在の解釈は、『豊後国風土記』大野郡条の項目に該当記載が配列されていることが優先され、そこから景行紀の理解に戻るという方法がとられている。しかしそれでは、『豊後国風土記』が景行紀を基にして構成されたという通説をとりながら、方法が転倒していると言わざるを得ない。

そこで本稿は、景行紀を中心に据えつつ、『豊後国風土記』の記載（配列）がいかにして成ったか、という点を主眼とし、『豊後国風土記』と景行紀の対応部分についての記載内容の整合性を深める。そして、そのことを通して、両書の比較検討から得られたことと、豊後地域の社会的な状況を結びつけ、風土記編纂に関わる新たな見地の提示を目的とする。

## 一 『豊後国風土記』大野郡条をめぐって

(1) 『豊後国風土記』大野郡条の問題点

景行紀によると、景行天皇が、十二年十月に豊前から豊後の大分

郡域（碩田国）に入り、速見郡（速見邑）に到着したさい、速津媛という一人の族長が出迎えた。速津媛が報告するには、鼠石窟と呼ばれる大きな石窟があり、そこに二人の土蜘蛛が盤踞しているという。土蜘蛛の名は、青と白である。それと同様の記載は、『豊後国風土記』速見郡条にもある。

その後、直入郡朽網郷（来田見邑）を拠点として、土蜘蛛を討伐する様子が描かれるが、そこに再び石室に住む土蜘蛛が登場する。そして、海石榴樹を武器にして戦った記載が続く。ところが、景行紀にはその場所がどこか書かれていない。

一方の『豊後国風土記』の対応記事を見ると、鼠石窟の土蜘蛛討伐にさいし、海石榴樹を武器にして戦った記載が大野郡条（海石榴市・血田）に収められているのである。問題は、景行紀の土蜘蛛との戦いが大野郡では地理的に齟齬するという点である（文末に豊後国略図を掲げた）。

こうした状況に対し、古くは『箋釈豊後風土記』が錯簡説をとなえている。海石榴市や血田の比定地から考えると、本来は、直入郡の禰野の続きに入るべきであるという。もつともな見解である。

一方で、秋本吉郎氏は、当時、すでに所在不明となっていた場所を先行記録に抛りながら記載した結果、撰者が大野郡であると判断したとみている。秋本氏の言う先行記録とは、『豊後国風土記』も景行紀もそれぞれ異なった記録をもとにつくられたとされているので、

景行紀とは別のものを指している。ただし、語辞のみは、景行紀を参考として整えられたと指摘する。

このように、大野郡の海石榴市・血田条の配列について、単純に錯簡とみるか、あるいは原資料に問題があり、撰者が大野郡のことと認識してしまったかのいずれかと考えられているようである。

ただ、原資料の問題にしてしまうことには、いささか躊躇いがある。たしかに、原資料の問題にしてしまえば解決は容易い。しかし他方で、伝承内容の一致する『豊後国風土記』と景行紀の細かな表現の違いについて、それは編述方針に基づくもので、原資料の問題に還元させて論じるべきではないとする見解もある。やはり、有無の想定すら検討が求められる原資料に、問題をすべて収斂させてしまうよりも、できるだけ現行のテキストのなかで解決させた方が、穏当な方法であるように思える。

そこでつぎに、景行紀を純粹に理解することが先決であると考え、景行紀に沿って、『豊後国風土記』の各条文に直接とらわれ過ぎないように比較検討を行う。

(2) 『豊後国風土記』速見郡条に対応する景行紀

まずは、『日本書紀』景行十二年十月条を四つに分け、それぞれ景行紀①～④とし、ここでは景行紀①と、それに対応する『豊後国風土記』速見郡条を比較検討し、『豊後国風土記』大野郡条の具体

的な問題を抽出する。

### 【景行紀①】

冬十月に、碩田国に到りたまふ。其の地、形広く大きにして亦麗し。因りて碩田と名く。碩田、此には於保岐陀と云ふ。速見邑に到りたまふに、女人有り、速津媛と曰ふ。一処の長たり。其れ天皇車駕せりと聞きて、自ら奉迎りて諮して言さく、「茲の山に大きな石窟有り。鼠石窟と曰ふ。二の土蜘蛛有り、其の石窟に住む。一を青と曰ひ、二を白と曰ふ。又直入県の禰野に、三の土蜘蛛有り、一を打媛と曰ひ、二を八田と曰ひ、三を国摩侶と曰ふ。是の五人は、並に其の為人強力く、亦衆類多し。皆曰く、『皇命に従はじ』といふ。若し強に喚さば、兵を興して距かむ」とまをす。天皇、悪みたまふも進行すこと得ず。

### 【豊後国風土記』速見郡条】

速見の郡。郷は五所、里は一十三。駅は二所、烽は一所なり。昔者、纏向の日代の宮に御宇しし天皇、球磨贈於を誅はむと欲して、筑紫に幸し、周防の国佐婆津より発船して渡りまして、海部の郡宮浦に泊てたまひき。時に、この村に女人あり、名を速津媛と曰ひ、その処の長たりき。すなはち天皇の行幸すを聞きて、親自ら迎へ奉りて、奏言ししく、「この山に大きな磐窟あり、名を鼠の

磐窟と曰ひ、土蜘蛛二人住めり。その名を青・白と曰ふ。又、直入の郡禰野に、土蜘蛛三人あり、その名を打媛・八田・国摩侶と曰ふ。是の五人、並人と為り強暴び、衆類も亦多にあり。悉皆、謡りて云へらく、『皇命に従はじ』といへり。若し強ひて喚さば、兵を興して距きまつらむ」とまをしき。茲に、天皇兵を遣りて、その要害を遮へて悉に誅ひ滅したまひき。斯れに因りて名を速津媛の国と曰ふ。後の人改めて速見の郡と曰ふ。

### (後略)

景行紀①の冒頭で、景行天皇は、豊前から豊後に到ったが、豊後には大分郡を経由して速見郡へ入ったと記す。速見邑では、速津媛が出迎え、景行に豊後の実状を報告する場面となる。ここで論点としたいのは、速津媛の報告中にみえる「茲の山に大きな石窟有り。鼠石窟と曰ふ」の「茲の山」がいずれの山かという点である。

速津媛の報告では、皇命に従わない五人の土蜘蛛がいるようだが、後半三人が直入県の禰野という地名が記されるのに対し、前半の二名には、地名が記されていない。わかるのは、青・白という土蜘蛛が「茲の山」の石窟に住んでおり、それが鼠石窟と呼ばれる巨大な石窟であるというだけである。

従来は、『豊後国風土記』大野郡の海石榴市・血田条(後掲)に、「鼠の石窟の土蜘蛛」が出てくることから、景行紀①の鼠石窟および青・

白という名の土蜘蛛は、大野郡内の事柄であると説明されることがあった。しかしそれは、『豊後国風土記』の記述に、依拠しすぎた解釈にすぎない。

景行紀①の文の構造をみると、五人の土蜘蛛の記載に対し、青・白の二人と、直入県の禰野にいる打援・八田・国摩侶の三人とは、明確に分けて書かれている。とりわけ場面を転換する「又」が間に入り、その差を如実に示している。対応する『豊後国風土記』速見郡条にも「又」が入る。「又」が一次史料も含めた古代の文献全般にわたって、場面の転換や時間の別を表す語として用いられていることは言うまでもないが、たとえば、『豊後国風土記』と同じ九州甲類に属する『肥前国風土記』でも同様の事例がいくつかある。

そもそも景行が速見邑に着いた時、出迎えた速津媛の報告に「茲の山」とあるのだから、速見邑から近接した距離にあることは誰しもが想像できる。ただこれまで、鼠石窟の記載のある『豊後国風土記』大野郡条の記載が、それを阻害していただけなのである。

『豊後国風土記』大野郡条をいったん切り離して景行紀①を考えれば、文脈上は、青・白の土蜘蛛のいる「茲の山」が、地理的に速見邑から直入県に入る前であることは明白である。景行紀①で「又」を使用したのは、おそらく「又」以下の直入県の記載が、速見邑から遠かったため、指示語ではなく、具体的な地名を記したものと考えられる。この点からも、景行紀①の認識のなかで、青・白の土蜘蛛

のいる鼠石窟の所在地を大野郡とみることに、疑義を抱かざるを得ないのである。

こうした点は、景行紀①と対応する『豊後国風土記』速見郡条の書き方が、きわめて類似していることが証明している。速見郡条において、「この山に大きな磐窟あり」とあることから、「この山」は速見郡以外の何物でもない。したがって、景行紀①が示している土蜘蛛青・白のいる鼠石窟とは、速見郡内である可能性がもつとも考えられ、かりに速見郡内ではないとしても、速見郡から直入県に到るまでの間ということになるだろう。このように、景行紀①編者の認識を捉えておく。

## 二 直入郡での土蜘蛛征伐

(1) 『豊後国風土記』直入郡条と景行紀

景行紀②④は、土蜘蛛征伐の経過を示す部分であるが、②③は禰野の土蜘蛛との戦いの記録、④は事前の戦勝祈願のように分けられる。まずは、関連史料を掲げる。

### 【景行紀②】

即ち来田見邑に留り、権に宮室を興てて居します。仍りて群臣と議りて曰はく、「今し多に兵衆を動して、土蜘蛛を討たむ。若し其れ、

我が兵の勢に畏りて、山野に隠れなば、必ず後の愁を為さむ」とのたまふ。則ち海石榴樹を採りて椎に作り、兵にしたまふ。因りて猛き卒を簡び、兵の椎を授けて、山を穿ち草を排ひ、石室の土蜘蛛を襲ひて、稲葉の川上に破り、悉に其の党を殺す。血流れて踝に至る。故、時人、其の海石榴の椎を作りし処を海石榴市と曰ふ。亦血の流れし処を血田と曰ふ。

### 【景行紀③】

復打援を討たむとして、徑に禰疑山を度る。時に賊虜が矢、横に山より射る。官軍の前に流らふこと雨の如し。天皇、更に城原に返りて、水上に卜へたまふ。便ち兵を勒へ、先づ八田を禰疑野に撃ちて破る。爰に打援、え勝つましじと謂ひて、服はむことを請ふ。然れども聴したまはず。皆自ら澗谷に投りて死ぬ。

### 【景行紀④】

天皇、初めに、賊を討たむとして、柏峽の大野に次りたまふ。其の野に石有り。長さ六尺、広さ三尺、厚さ一尺五寸なり。天皇、祈ひて曰はく、「朕、土蜘蛛を滅すこと得むとならば、將に茲の石を蹶多むに、柏葉の如く拳れ」とのたまふ。因りて蹶多たまへば、柏の如くにして大虚に上る。故、其の石を号けて踏石と曰ふ。是の時に禱りまつる神は、則ち志我神・直人物部神・直入中臣神、三神なり。

『豊後国風土記』直入郡条  
直入の郡。郷は四所、里は十。駅は一所なり。

### (略)

柏原の郷。郡の南に在り。昔者、この郷に柏樹多に生ひたりき。因りて柏原の郷と曰ふ。

禰疑野。柏原の郷の南に在り。昔者、纏向の日代の宮に御宇しし天皇、行幸しし時に、この野に土蜘蛛あり、名を打援・八田・国摩侶と曰ふ等三人なり。天皇、親ら欲この賊を伐たむと欲して、この野に在し、勅して、兵衆を歴く勞ぎたまひき。因りて禰疑野と謂ふは、是なり。

蹶石野。柏原の郷の中に在り。同じき天皇、土蜘蛛の賊を伐たむと欲して、柏峽の大野に幸しき。野の中に石あり、長さ六尺、広さ三尺、厚さ一尺五寸なり。天皇、祈曰ひたまひしく、「朕れ、この賊を滅さむとして茲の石を蹶まむに、譬へば柏葉なしてあれ」とのりたまひて、すなはち蹶みたまふに、柏葉のごとく騰りき。因りて蹶石野と曰ふ。

球覃の郷。郡の北に在り。この村に泉あり。同じき天皇、行幸しし時に、奉膳の人、御飲に擬せむとして(略)

宮処野。朽網の郷に在る野なり。同じき天皇、土蜘蛛を征伐たむと為たまひし時に、行宮をこの野に起てたまひき。是を以て、名を

宮処野と曰ふ。

救<sup>くた</sup>の峰<sup>のみね</sup>。郡<sup>こほり</sup>の北<sup>きた</sup>に在<sup>あ</sup>り。この峰<sup>のみね</sup>の頂<sup>いただき</sup>に、火<sup>ひ</sup>恒<sup>つね</sup>に燎<sup>も</sup>ゆ。基<sup>もと</sup>に数<sup>あまた</sup>の川<sup>かは</sup>あり、名<sup>な</sup>を神<sup>かみ</sup>の河<sup>かは</sup>と曰<sup>い</sup>ふ。亦<sup>また</sup>、二<sup>ふた</sup>つの湯<sup>ゆ</sup>の河<sup>かは</sup>あり、流<sup>なが</sup>れて神<sup>かみ</sup>の河<sup>かは</sup>に会<sup>あ</sup>ふ。

景行紀②は、土蜘蛛征伐のために、拠点の宮を置くところから始まる。来田見邑は、『豊後国風土記』で言うところの球覃郷に比定されている。『倭名類聚鈔』では、直入郡の郷は、三宅・直入・朽網<sup>⑫</sup>（高山寺本）であり、『豊後国風土記』直入郡条では、全四郷のうち柏原・球覃のみ記され、両書を併せると三宅・直入・朽網（球覃）・柏原の四郷となる。

朽網郷は、『豊後国風土記』の細字の各注記によると、直入郡郷の北方にあたる。つまり、景行は、速見郡（速見邑）から再び大分郡を経由して、直入郡には北から入っていったと考えるのが常道であろう。景行紀は、進路順に記載していると言える。

ところで、来田見邑に建てられた「宮室」であるが、場所を特定できているわけではない。『豊後国風土記』直入郡・宮処野条によれば、朽網郷の中にある宮処野に行宮をつくったということになっている。そして、その遺称地は、大分県竹田市久住町大字仏原にある宮処野神社付近とされている。

竹田市久住町の都野東部地区と呼ばれるこのあたりの地域は、平

成五年度から大規模な圃場整備が実施され、多くの遺跡が発見されている。『風土記』編纂期前後にあたる飛鳥・奈良時代の遺構に絞れば、市第Ⅴ遺跡、石田遺跡、尾首遺跡、市第Ⅰ遺跡、市第Ⅱ遺跡、上城遺跡などがあげられる。

なかでも、尾首遺跡からは、「大」「山」や「神長」または「郷長」と推定されている墨書・刻書土器ならびに銅腕<sup>⑬</sup>、市第Ⅰ遺跡からは「大」「家」を含む三点の墨書土器ならびに銅腕<sup>⑬</sup>、上城遺跡からは判読不能の刻書土器一点ならびに鉄製の海老錠<sup>⑮</sup>など、文字資料や遺跡の性格に関わるような遺物が出土しており、注目される。

都野東部地区において総じて言えることは、比較的狭い地域に、官衙系や、一般集落とは異なる性格不明の遺跡が集中している地であるということである。景行天皇が宮室（行宮）を置いたという伝承も、飛鳥・奈良時代の現況を想像してみれば、あながち無理なことではなさそうで、やはりそれなりの基盤があった地に、かつての「宮室」の存在が伝承として付会されたのではないだろうか。

さて、禰野野への土蜘蛛征伐は、この宮処野の宮室（行宮）が拠点となる。景行紀②をみると、海石榴の樹を伐採して武器を作り、山を穿ち草を排ひ、石室の土蜘蛛を襲撃した結果、稲葉の川上で討ち果たしたという。そして、そのことに関連づけて、海石榴市と血田の地名伝承をとく。

問題は、このことに対応する『豊後国風土記』が、直入郡条では

なく大野郡条に「海石榴市・血田」の項目としてあがることである。この矛盾点は、後述することとし、まずはそれ以外の景行紀③④に目を向きたい。

景行紀②において、稲葉川の上流で一人の土蜘蛛を倒したことが書かれていたが、景行紀③では、残る二人の土蜘蛛（打援と八田）の話になっている。最初の相手は打援で、舞台は禰疑山である。そこで、雨のような矢にさらされて退却し、いったん城原に引き返したという。禰疑山の場所はわからないが、城原は現在でも地名として残っている竹田市城原が比定地である。

そして、体制を整え、今度は八田を攻めた。舞台は禰疑野である。禰疑野にて八田を打ち破り、さらにそれを知った打援は降参した。禰疑野は、『豊後国風土記』直入郡条に項目としてあがり、土蜘蛛三人との戦いも、地名伝承に引きつけて略述している。少なくとも、禰疑野は直入郡である。とすれば、いったん退いた城原も直入郡内であろう。

禰疑野の直入郡内での位置関係は、『豊後国風土記』直入郡条の各項目の注記によると、柏原郷の南（禰疑野条）に位置し、その柏原郷は郡衙の南方にあるらしい（柏原郷条）。一方で、拠点としていた来田見邑の宮室は、朽網郷内の野である宮処野に置かれ（宮処野条）、その朽網郷は郡衙の北方にあるという（球覃郷条）。つまり、北から順に、来田見村の宮処野にある宮室（朽網郷）↓直入郡衙（所

在不明）↓柏原郷↓禰疑野となる。

つぎに、景行紀④をみると、戦闘に入る前の状況が書かれている。ここでは「柏峡の大野」でしばらく宿をとり、石を蹴るといふ占いも含めて、志我神・直入物部神・直入中臣神の三神に戦勝祈願をしている。「柏峡の大野」は、『豊後国風土記』直入郡条の蹶石野の項目に出てくる「柏峡の大野」に対応する。占いに使った石の大きさも同じである。この場所は、柏原郷の中にあるという。

先述の位置関係と併せると、土蜘蛛征伐の拠点とした宮室は、郡衙の北方にある朽網郷宮処野で、そこから南下し、直入郡衙付近を超えて、まずは柏原郷に入り、柏峡の大野で戦勝祈願をした。そして、そこからさらに南下し、稲葉川の上流（血田と呼ばれるところ）で、まず石室の土蜘蛛を倒したが、つぎの禰疑山近辺では敗れて城原に一時後退した。体制を立て直した後、柏原郷の南方の禰疑野に向かい、八田を倒し、打援を征伐する。

このように位置関係をみるだけでも、すべて直入郡内の出来事であると言える。戦勝祈願した神も、直入の神である。海石榴の椎を作ったという場所も、戦勝祈願を終え、これから戦闘に向かうわけであるから、あえて離れた大野郡まで行くということは、たとえ伝承のなかであっても考えにくい。

したがって、景行紀①④は、とりわけ直入郡南部に勢力を張っていた首長たちを、景行が討伐し、王権の傘下に治めていくという

伝承であると受け取れる。これが『日本書紀』景行十二年十月条（景行紀①～④）の一貫した捉え方である。ここに大野郡の出てくる余地はまったくない。

## （2）『豊後国風土記』撰者の誤解

では、本来直入郡であるはずの海石榴市・血田が、なにゆえ『豊後国風土記』大野郡条に収められてしまったのであろうか。『箋积豊後風土記』のように単純な錯簡と捉えるか、原資料に大野郡内のこととして記されていたと考えるべきか、あるいは撰者が混乱した<sup>(16)</sup>だけなのか、いろいろ考えはあると思うが、本稿で着目するのは、景行紀を読んだ『豊後国風土記』撰者の理解の仕方である。

ややもすると我々の論理で史料を解釈してしまいがちであるが、一步離れて、『豊後国風土記』撰者が景行紀をどのように解釈したかという視点で考えてみる必要がある。まずは、問題の大野郡条を掲げる。

### 【『豊後国風土記』大野郡条】

大野の郡。郷は四所、里は十一。駅は二所、烽は一所なり。

この郡の所部は、悉皆に原野なり。斯れに因りて、名づけて大野の郡と曰ふ。

海石榴市・血田。並に郡の南に在り。昔者、纏向の日代の宮に

御宇しし天皇、球覃の行宮に在しき。すなはち鼠の石窟の土蜘蛛を誅はむと欲して、群臣に詔して、海石榴の樹を伐り採りて、椎に作りて兵と為し、すなはち猛き卒を簡みて、兵の椎を授けて、山を穿ち草を靡け、土蜘蛛を襲ひて、悉に誅ひ殺さしめたまひき。流るる血は、蹠を没れき。その椎を作りし処を、海石榴市と曰ひ、亦血を流しし処を、血田と曰ふ。

### （後略）

『豊後国風土記』大野郡条のうち、海石榴市・血田の項目は、景行紀②に対応する記述であるが、一点だけ大きな違いがある。それは、景行紀②が「石室の土蜘蛛」としたのを「鼠の石窟の土蜘蛛」と記しているところである。

一見些細な違いのようであるが、ここには根本的な誤解が含まれている。なぜなら、景行紀②で最初に襲った土蜘蛛は、鼠の石窟の土蜘蛛ではないからである。

振り返ってみると、鼠石窟に住む土蜘蛛は、景行紀①の速津媛の報告中に出てきた五人の土蜘蛛のうち、前者二人の青・白と言う名の土蜘蛛であった。そして、その鼠石窟の場所も、速見郡から西南方向に位置する直入郡に入る間のいずれかであった。少なくとも、鼠石窟にいる青・白との戦闘も、拠点となる宮室を置いた来田見邑に行くまでの間の出来事とみななければならない。



要するに、『豊後国風土記』大野郡の海石榴市・血田条の記述は、景行紀①②の内容を誤解したまま、条文を作ってしまったのである。景行紀②で「石室」としたのは、多くの土蜘蛛が石室（石窟）を拠点としていたことから、このような表現にしたと思われるが、それを『豊後国風土記』撰者は、景行紀①の「鼠石窟」のことと考えてしまったわけである。

では、景行紀②の「石室の土蜘蛛」とは、いったい誰なのか。おそらく、五人の土蜘蛛のうちの国摩侶ではないかと推測できる。打援・八田については、景行紀③に名前とともに、戦闘の記述がある。それに対し、景行紀②では、稲葉川上流（血田）での戦闘の内容はあるが、土蜘蛛の名は見えない。

景行紀①で五人の土蜘蛛を紹介し、後半三人のうち二人の名をあげ、三つの戦闘内容をあげていることから、自動的に名のあげられていない国摩侶が該当するものと考えられよう。

景行紀②の「石室の土蜘蛛」を鼠石窟に住む青・白の土蜘蛛と誤解した原因は、景行紀②に「石室」という記述を伴っていたことと、景行紀①が青・白の戦闘についての記述を省略した点にある。とりわけ后者の省略を見抜けなければ、「石室の土蜘蛛」の候補として、国摩侶のみならず、青・白も加わることになり、鼠石窟だけに青・白のことであろうと誤解してしまうのである。

景行紀①から②に至る記述を、文の構造を追いながら見ていくと、

景行が来田見邑に到った時点で、青・白の話は解決済みのこととみなければならぬ。そのため記述が省略されたのである。『日本書紀』編者は、そのことを明確に示すため、景行紀①で五人の土蜘蛛を記述する時に、「又」で二つのエリアに分け、つぎの直入郡の来田見邑での場面に移ったのである。

では、なぜ『豊後国風土記』撰者は、海石榴市・血田を大野郡条に配列したのであるうか。つまり、どのように誤解したかという点が重要であろう。『箋釈豊後風土記』のように、錯簡としてしまえば容易いことであるが、撰者の誤解という論点で解決させるとするならば、「稲葉の川上」についての理解によるのではないだろうか。

景行紀②では、「石室の土蜘蛛」を「稲葉の川上」にて破り、「血流れて蹠に至る」状況から、その地を血田と呼んだという地名伝承で締める。血田については、現在でも明確な比定地はない。当ても、おそらくわからなかったものと考えられる<sup>17</sup>。わかっているのは、稲葉川の川上ということだけである。

だが、この稲葉川の認識が誤解の原因であったと思われる。稲葉川は、久住山に源を発し、竹田市を東に横断するが、竹田の市街地を貫流した後には大野川本流に合流する、いわゆる大野川水系の河川である。郡域も、竹田の市街地を東に超えると、直入郡から大野郡へと変わる。

古代において、河川の名称がどこから変わるのかはわからないが、

「稲葉の川上」(景行紀<sup>②</sup>)と言った時に、「川上」の地をどこと想定するかで、認識もずいぶん異なってくる。おそらく『豊後国風土記』撰者は、「稲葉の川上」を大野郡内と認識してしまったのではないだろうか。<sup>18)</sup>げんに大野郡から大分郡を縦断して別府湾にそそぐ大野川水系の本流は、ほとんどの部分を大野郡がしめており、川上(上流)の地点を誤解する確率はきわめて高い。

このように、『豊後国風土記』の撰者は、景行紀解釈の二つの誤解のもと、本来ならば海石榴市・血田を直入郡条に入れなければならなかった一群を大野郡条に配列してしまったのである。

### 三 『豊後国風土記』撰者のもたらしたもの

前章までに、先行する景行紀に比重を置いたうえで、『豊後国風土記』撰者による景行紀の捉え方の誤りを、両史料を比較しながら明らかにしてきた。ここでは、誤解のまま作り上げられた『豊後国風土記』の編纂過程から読み取れる、飛鳥・奈良時代の豊後地域の社会像について検討する。

『日本書紀』景行十二年条によると、景行天皇は、周防姿麻から豊前国長峡県を經由し、碩田国(大分郡)に入り、速見邑(速見郡)へ移動した。それに対し、『豊後国風土記』からは、周防国姿婆津から船で海を渡り(速見郡条)、国東半島に立ち寄り(国埼郡

条)、海部郡の穂門に立ち寄り(海部郡条)、海部郡の宮浦から速見郡へ向かった(速見郡条<sup>19)</sup>)と総合的に判断できる。

このように、景行の巡幸ルートが両書において異なっているという事実がある。王権と在地との伝承の差として片付けられがちであるが、このことはもう少し注目してよいと思う。後発の『豊後国風土記』が、あえて異なる伝承を記したのはなぜか。本稿では、この点を重視したい。

さて、景行の巡幸ルートでの両書の大きな違いは、陸路か海路かである。『豊後国風土記』は海路を記しているわけだが、一方で、律令制下の西海道は、大宰府交通圏にあり、必ず大宰府を經由しなければならなかった。『豊後国風土記』が大宰府寄りの日田郡から記載が始まっているのも、同じ論理からであろう。そのような観点からすると、『豊後国風土記』の伝承は、律令制の論理に反していることになりかねない。

天皇の巡幸伝承だから問題ないのかもしれないが、大宰府を經由しない海上交通が禁じられているなかで、海路の存在を明確に示したところに、何らかのメッセージを読み取ることができないであろうか。

『風土記』撰進の命が出された和銅六年(七一三)五月の三年後の霊龜二年(七二六)五月に、大宰府から「豊後・伊豫の二国の界、従来戎を置きて、往還することを許さず。但し高下・尊卑、別無く

はあるべからず。五位以上使を差して、往還すること、禁むる限に在らざるべし」との申し出あり、それが認められている。

「豊後・伊豫の二国の界」とは、速吸瀬戸（豊予海峡）のことであるが、この間の海上交通は、基本的には禁止されていた。この条文では、但し書きで、五位以上の官人の指示があれば可能となっているが、それ以前は全面禁止であったとみられる。また、衛禁律25私度関条などによれば、許可なく船で関を超えることにも罰則が科されていた。

このように、海上交通が禁止されている状況のなか、各国『風土記』の編纂準備が進んでいたはずであるが、『豊後国風土記』では、海上交通が便利であることを、堂々と公言したのである。

とはいえ、実態としては、天平十八年七月廿一日付の太政官符に「官人・百姓・商旅の徒、豊前国の草野津・豊後国の国埼・坂門等の津より、意に任せて往還し、擅に国物を漕ぐ。今より以後、厳しく禁断を加へよ」とあるように、官人・百姓・商旅の徒が、陸路を取らずに、勝手に海上輸送を行っていたという社会状況、そして何よりこの時期の豊後には、国埼津と坂門津が存在していたことは注目される。

さらに、同官符には、「但し豊後・日向等の国の兵衛・采女の資物、人物を漕送する船は、国埼の津を取りて往来有らば、禁限に在らず。此れを除く以外は、咸皆禁断せよ」とあり、庸物関係の輸送について

ては、この時に制限が緩くなったことがわかる。しかも、国埼津の利用を促進している。

ここにみえる国埼津の場所は、特定されていないが、関連施設として国東市国東町鶴川の飯塚遺跡があげられている。海辺に近いその立地と、多数の掘立柱建物跡に加え、遺跡内の泥湿地の北側汀線付近からは、木簡や墨書土器などをはじめとする文字資料や転用硯、齋串・馬型・呪符・杭形人形など多種の木製品、紡錘車、製塩土器、瓦、緑釉陶器など、多様な遺物が出土している。

なかでも五十二点の木簡は、遺跡の性格を規定する重要な材料となった。国埼津との関わりで言えば、豊後・日向からの海上交通を利用した宇佐八幡宮の封戸物を、国埼津であげて、中継・保管・運用する施設として機能したと考えられている。

ただ、飯塚遺跡と、大宰府・豊後国司・宇佐宮・国埼郡司との関係については、研究が深められているものの、いまだ議論が求められる段階である。しかし、少なくとも、八世紀前半より以前から、国埼津は存在し、飯塚遺跡が機能する八世紀後半には、政府により制限も外され、西海道の要港として、より活発な動きを呈していたものと考えられる。

一方の坂門津については、大分市坂ノ市や佐賀関などの別府湾岸に想定されているが、関連する遺跡は発見されていない。ただ、坂門津が、国津や郡津のような位置づけであれば、坂ノ市の方に分が

あり、その周辺には、海部評衙あるいは海部郡衙ではないかと推定されている城原・里遺跡がある。国埼津が宇佐宮との関係が色濃いとなると、坂門津は豊後国府とのアクセスが重視された津ということになるであろう。

このような豊後水道および伊予灘付近の海上交通の実態から推測するに、大宝律令が施行されて間もない霊龜二年（七一六）五月の段階で、大宰府から豊予海峡を無許可で渡ることを禁止する申し入れが出されたということは、すでに八世紀の初頭から、海を渡る者が後を絶たなかったことを示している。また、この時点で五位以上の官人の関係者のみが認められたということは、禁を犯す者のなかに五位以上の官人もいたということをも示している。

おそらく、以前から交通ルートとして利用されていた瀬戸内航路に対し、大宝律令が導入されたことにより、税物のみならず、交通体系も無理やり大宰府に集中させられたけれども、すべての人がそれに従ったわけではなかったことであろう。

西海道の大宰府中心主義は、大宝律令の論理ではあるにしても、霊龜二年（七一六）五月の禁令を申し出たのも、先述した天平十八年七月廿一日付太政官符を引いて政府に新たな禁令を申し出たのも、やはり大宰府であった。瀬戸内航路で税物を運んだり、勝手な交易をされたりすると、大宰府自身が財政面で都合が悪かったのである。

風土記において、海路の利便を堂々と記すことは、大宰府管下の西海道に属する豊後国が、禁止行為をおおる結果となりかねないが、折しも先述した天平十八年七月廿一日付の太政官符の但し書きにおいて禁令が緩和されており、徐々に認められていくような社会的な流れにあったのかもしれない。

『豊後国風土記』撰者は、瀬戸内航路を利用する実態があるなかで、規制の成り行きを見守りつつ、天平年間に景行天皇の海路での巡幸に関する記述を敢行したのではないかと推測される。

そもそも風土記を編むにあたっては、当然のことながら、過去の情報が入る。『日本書紀』では、景行巡幸が陸路主体で記述されるのに対し、『豊後国風土記』が海路巡幸を記すのは、当時の実態から考えて、おそらく海路が本来の伝承であったからであろう。むしろ、律令制の論理が適用された『日本書紀』だからこそ、元々の伝承が改変されたのではないかとの見方ができる。

前章で、『豊後国風土記』撰者の景行紀の誤解を指摘したが、右のような状況であったとすれば、これは誤解すべくしてしたとの結論に至る。『日本書紀』の景行巡幸の話が、さまざまな論理で改変された結果であるとするならば、それを基礎にしながら、風土記を編んだ『豊後国風土記』撰者は、本来の伝承に沿って記述したいところであったが、すでに伝承が改編された『日本書紀』の記述を軸としたため、さらにそれを部分的に改変し直すという作業を行わ

ねばならなかった。

このような作業過程で、『豊後国風土記』大野郡条のような、配列の誤りが生じてしまったのである。

## おわりに

従来から指摘されてきた『豊後国風土記』における景行巡幸に関するちぐはぐな内容は、『日本書紀』景行十二年十月条の読み取り方に問題があった。鼠石窟の土蜘蛛の場所とそれぞれの戦闘の記述の部分について、文の構造から分析すると、「又」以下で二つに分けられるはずであったが、そのことを『豊後国風土記』撰者が見抜けなかった。さらに、稲葉の川上の場所の誤認が重なったことで、海石榴市・血田の戦闘に関する記述を、本来の配列（直入郡）とは異なる大野郡条に並べてしまったのである。

しかしながら、そもそもこのような誤解が生じたことには、大きな理由があった。それは『日本書紀』の景行巡幸の部分について、豊後水道や伊予灘を海路で渡った伝承を、豊前經由の陸路構成に改変したことである。

そのため、後発の『豊後国風土記』は、本来の伝承を直接用いられなくなった。それでも、当時禁止されていた豊後水道や伊予灘、さらに瀬戸内航路の使用実態を考慮し、景行伝承に関する本来

の形（海路巡幸）で著すことにした。それは、徐々に禁令が緩和されていたことも関係しているが、過去の伝承がからむ海上交通の記載なしに風土記を編纂することが、きわめて困難であったからである。むしろ、瀬戸内航路の利用こそが、律令制以前からの熟した交通体系であったのだろう。

『豊後国風土記』撰者は、編纂に取りかかるにあたり、先行する『日本書紀』に沿って記述するしかなかった。つまり、陸路構成に改変されたものを、さらに海路構成に戻すわけであるが、景行紀の軸となる部分は動かさないという、複雑な作業工程を取らざるを得なかった。そうした過程で、景行紀を誤解（誤読）してしまうという事態が生じたのである。

編纂物は、官吏の能力に左右される部分もある。そして、じつさに誤読も起きた。ただ、このような『豊後国風土記』撰者の試みがなされたことよって、律令制以前の社会や、奈良時代の海上交通の実態を知ることができたとも一方で言えるのではないか。

さいごに、残された課題は、大宰府との関係である。大宰府は、規定外の海上交通を禁止しており、また、九州風土記は、大宰府が管轄したとの見方もある。ならば、なぜ『豊後国風土記』がこれらの点をクリアできたのか、あるいは大宰府に風土記勘検の権限はどこまであったのか、またはなかったのかも含めて今後の課題としてい。

[注]

- (1) 『日本書紀』景行十二年七月条。  
 (2) 『日本書紀』景行十二年八月己酉条。  
 (3) 『日本書紀』景行十二年九月戊辰条。  
 (4) 研究史は、西別府元日『豊後国風土記』研究史序論(『大分県地方史研究』第一五五号、一九九四年)、同『豊後国風土記』の成立(小田富士雄編『風土記の考古学』④豊後国風土記の巻)同成社、一九九五年)に詳しい。  
 (5) 研究史は、荻原千鶴「九州風土記の甲類・乙類と『日本書紀』」(『風土記研究』第三三号、二〇〇九年)に詳しい。  
 (6) 土蜘蛛については、漁撈を生業とする内陸漁撈民説(水野祐「肥前国風土記」『入門・古風土記(下)』雄山閣出版、一九八七年)もあるが、ここでは王権に従わない在地の首長という程度の意味にとっておく(津田左右吉「土蜘蛛について」『津田左右吉全集』第一巻、日本古典の研究上、岩波書店、一九六三年、初出は一九一九年)。  
 (7) 唐橋世済『箋釈豊後風土記』一八〇四年(与謝野寛ほか編纂・校訂『日本古典全集 古風土記集下巻』日本古典全集刊行会、一九二六年)。  
 (8) 秋本吉郎「九州行幸路順についての風土記記事の矛盾」(『風土記の研究』ミネルヴァ書房、一九六三年)。  
 (9) 伊藤剣「『豊後国風土記』と『肥前国風土記』」(『日本上代の神話伝承』新典社、二〇一〇年、初出は二〇〇九年)。  
 (10) 『日本書紀』は、小島憲之ほか校注・訳『日本書紀①(全三冊)』新編日本古典文学全集2(小学館、一九九四年)を参照。波線・太字は筆者による。  
 (11) 『豊後国風土記』は、植垣節也校注・訳『風土記』新編日本古典文学全集5(小学館、一九九七年)を参照。波線・太字は筆者による。  
 (12) 高山寺本に記載されている「松納」は、「朽網」の誤写である(西

別府元日「古代朽網郷をめぐる二、三の問題―大分県直入郡久住町石田遺跡の周辺について―」『市第I遺跡・石田遺跡』久住町教育委員会、一九九六年)。

(13) 久住町教育委員会編『尾首遺跡・市第V遺跡』一九九八年。

(14) 久住町教育委員会編『市第I遺跡・石田遺跡』一九九六年。もう一点の墨書土器は、判読不能(一文字)とされているが、実見したところ、右半部が「同」で、左半部が「王」にいくつか筆画が加わるような文字であった。さらに、実測図では捉えていない墨も左上部に確認した。総合的に考えると「銅」がもっとも近いように思える。当遺跡からは、銅腕も出土しているので、この釈読が正しければ、遺跡の性格を考える一つの材料になるかもしれない。なお、墨書土器の実見にあたり、竹田市教育委員会文化財課の城戸誠氏および竹田市立歴史資料館学芸員の工藤心平氏にご配慮いただいた。

(15) 久住町教育委員会編『上城遺跡』二〇〇二年。

(16) 注(12)論文。

(17) 秋本吉郎校注『風土記』日本古典文学大系2(岩波書店、一九五八年)三六五頁頭注一二・一三。

(18) 秋本吉郎氏は、撰者が海石榴市・血田を大野郡と認識していたならば、平井川・緒方川・奥岳川などが大野川に合流する大野川中流域を想定していたのではないかとみている(前掲注17書)。

(19) 同条に「海部の郡宮浦に泊たまひき。時に、この村に女人あり、名を速津媛と曰ひ」とある。「この村」を、海部郡宮浦と捉えることも不可能ではないが、「時に」で場面が転換していることと、これが速見郡条であること、そして対応する景行紀で速見邑での話になっていることから、速見村と解すべきであろう。また、このような指示語について、荻原千鶴氏が、標目を承ける地名叙述のパターンであること立証している(『豊後・肥前国風土記の地名叙述』『国語と国文学』

第八一巻第一一号、二〇〇四年)。

(20) 『続日本紀』和銅六年(七二三) 五月甲子条。

(21) 『続日本紀』靈龜二年(七一六) 五月辛卯条。訓読は、青木和夫ほか校注『続日本紀二』新日本古典文学大系13(岩波書店、一九九〇年)を参照。

(22) 松原弘宣「地域交易圏と水上交通―周防灘と伊予灘を中心にして―」『古代国家と瀬戸内海交通』吉川弘文館、二〇〇四年、初出は一九九一年)によると、戊(軍団兵士)が設置された場所は、豊後国側の海部郡であるという。

(23) 海上交通についての罰則が含まれている(井上光貞ほか校注『律令』日本思想大系3、岩波書店、一九七六年)。

(24) 『類聚三代格』巻第十六、船瀬并浮橋布施屋事、延暦十五年十一月廿一日付太政官符所引。

(25) 館野和己「木簡」(『飯塚遺跡』国東町教育委員会、二〇〇二年)、飯沼賢司「古代の国埼津と宇佐宮」(同書所収)、永松みゆき・渡辺晃宏「大分・飯塚遺跡(第二二・二四号)」(『木簡研究』第三十号、二〇〇八年)、西別府元日「古代宇佐宮と地域社会―大分県飯塚遺跡の歴史的性格をめぐって―」(『史学研究』第二七一号、二〇一一年)、国東市歴史体験学習館編『国東の文化財探訪―国東半島のくらしと祈り―』(国東市・国東市教育委員会、二〇一二年)。

(26) 西別府元日「水上交通と豊後」(大分市史編さん委員会編『大分市史』上、大分市、一九八七年)。

(27) 大分市教育委員会編『城原・里遺跡 第5・7・8・9・12次調査報告書』二〇一〇年。

(28) 注(24)。延暦十五年(七九六)時には、大宰府からの申し入れは認められず、政府はさらに禁制を緩和する措置をとった。



### 豊後国略図

〔国土地理院 色別標高図 (Zoomレベル10) を加工して作成〕